

平成27年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所 または 居所					
	氏名					
	生年月日					
区分	支払金額	源泉徴収税額				
法203条の3第1号適用分	円	円	円	円	円	
法203条の3第2号適用分	円	円	円	円	円	
法203条の3第3号適用分	円	円	円	円	円	
法203条の3第4号適用分	円	円	円	円	円	
年金の種類	本人				控除対象配偶者の有無等	
	特別障害者	その他障害者	特別寡婦	寡婦寡子	有	無
控除対象扶養親族の数	本人以外の障害者の数				社会保険料の金額	
	特定	老人	その他	特別	その他	円
( 摘要 )						

支払者  
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

印

源泉徴収票の見方

- 「支払金額」欄は、平成27年中(平成28年1月にお支払いがある場合を含む)にお支払いした金額で、源泉徴収税額(所得税および復興特別所得税)と社会保険料を差し引く前のものです。  
※「支払金額」欄の金額と実際に受け取った金額は一致しない場合があります。
- 「源泉徴収税額」欄は、年金から源泉徴収された所得税および復興特別所得税の総額であり、個人住民税は含んでいません。
- 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、次のとおり区分しています。

所得税法第203条の3第1号適用分	高齢基礎年金、高齢厚生年金、64歳までの特別支給の退職共済年金を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
所得税法第203条の3第2号適用分	65歳からの退職共済年金を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
所得税法第203条の3第3号適用分	退職年金(退職等年金給付)、経過的職域加算額(退職共済年金)を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
所得税法第203条の3第4号適用分	扶養親族等申告書を提出されていない方 (上記第1号、第2号、第3号に該当しない方)

- 「本人以外の障害者の数」の「特別」欄のカッコ内には、同居の方の人数を表示しています。
- 「社会保険料の金額」欄の内訳は、摘要欄に記載しています。  
(社会保険料の金額は、源泉徴収税額を計算する際、社会保険料控除の対象となります)

【個人住民税について】

公的年金等から特別徴収された個人住民税は、所得税および復興特別所得税の控除対象とされていないため、記載していません。個人住民税額については、お住まいの市(区)役所または町村役場にお問い合わせください。

【復興特別所得税について】

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。(支払金額から社会保険料および各種控除を引いた額に対して5.105%を乗じて計算した額が、所得税および復興特別所得税として源泉徴収されます。ただし、扶養親族等申告書の提出がない場合は、10.21%となります)

か

この源泉徴収票は、確定申告をする際に必要です。  
大切に保管してください。